

定 款

(商号) 日本テクノ・ラボ株式会社

平成 元年 1月31日 ()
平成 2年 3月20日 (臨時株主総会：1)
平成 7年 7月27日 (臨時株主総会：2)
平成 7年 9月28日 (定時株主総会：3)
平成 8年 6月28日 (定時株主総会：4)
平成 9年 3月 7日 (臨時株主総会：5)
平成11年 6月30日 (定時株主総会：6)
平成12年 6月26日 (定時株主総会：7)
平成12年10月23日 (臨時株主総会：8)
平成14年 6月27日 (定時株主総会：9)
平成15年 6月 9日 (定時株主総会：10)
平成16年 6月28日 (定時株主総会：11)
平成17年 6月28日 (定時株主総会：12)
平成18年 6月28日 (定時株主総会：13)
平成19年 6月28日 (定時株主総会：14)
平成21年 6月26日 (定時株主総会：15)
平成26年 2月24日 (取締役会 : 16)
平成26年 6月26日 (定時株主総会：17)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、日本テクノ・ラボ株式会社と称し、英文では NIPPON TECHNO LAB INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 信号解析、音響解析、振動システムの設計・作成 * 1 0、1 1
2. 上記システムの導入管理・コンサルティング業 * 1 0、1 1
3. コンピュータソフト及び関連機器の開発・販売 * 4、1 0、1 1
4. ソフトウェア業 * 4
5. インターネットを利用した通信販売業及び代金決済業務 * 8、1 1
6. インターネットを利用した情報提供サービス業 * 8
7. 上記サービスに関連するコンサルティング業務 * 8
8. インターネットを利用するための送受信機器、コンピュータシステムの企画・制作・販売 * 8
9. 各種放送番組及び音声映像情報ソフトの企画・製作・販売 * 8、1 0、1 1
- 1 0. 広告宣伝の情報媒体の企画・製作・販売 * 8
- 1 1. 一般および特定労働者の派遣事業 * 1 3
- 1 2. 損害保険代理業 * 1 1
- 1 3. 上記各号に附帯関連する一切の業務 * 4

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 * 9

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役を置く。 * 1 3

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載するものとする。 * 8、1 3、1 7

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4,392,000 株とする。* 8、13、14、16

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。* 16

(株式取扱規定)

第 8 条 当社の発行する株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。* 6、14

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。* 6、13、14

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会における権利を行使することができる株主とする。* 14

(招集の時期)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。* 14

(招集者及び議長)

第 12 条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。* 10

(議決要件)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。* 6、14

②. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。* 10、13、14

(参考種類等のインターネット開示)

第14条

当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。 *14

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。 *10、13、14

第4章取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当社に取締役を10名以内を置く。 *6、14

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分に1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 *10、13、14

②. 取締役選任決議については、累積投票によらないものとする。 *6、14

(解任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。 *13

② 前項の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。 *13、14

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 *6、13、15

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会の決議により、代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 *6、14

(取締役会)

第21条 取締役会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 * 6、14

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前まで発する。但し緊急のときはこの期間を短縮することができる。 * 10、14

③ 当社は、当該事項の決議に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 * 13、14

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会規程による。 * 6、14

第5章 監査役

(員数)

第22条 当社に監査役を4名以内を置く。 * 6、12、14

(選任)

第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 * 10、13、14

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 * 10、14

②. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 * 6、12、14

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 * 6、13、14

(剰余金の配当)

第26条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 * 6、13

②. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

* 13、14

(自己の株式の取得)

第27条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

* 14

(配当金除斥期間)

第28条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 * 6、13

② 前項の未払配当金には利息はつけないものとする。 * 6、13、14